

書簡から見た宋代明州対日外交

山崎 覚士

はじめに

従来、宋朝と日本との関係は、遣唐使の廃止以降に政治的な外交はなく、代わって貿易や文化交流・仏教交流が盛んであったとされる。代表的には、西嶋定生氏の冊封体制に基づく東アジア世界論がある。唐代まで東アジア世界（中国・朝鮮・日本・ベトナムなど）は、第一義的には冊封という君長間での政治的秩序によって規律され、また冊封を受けずとも朝貢・回賜を行うことなども含めた君長間の政治的関係性として存在していた。唐朝の崩壊後、そうした政治的国際秩序も併せて崩壊したが、東アジア世界そのものが崩壊したわけではなく、代わって東アジア世界では中国国内の商業発展に基づいて、その富を海外に分配する海商の海上貿易を媒介とした商業交易圏が登場したとする⁽¹⁾。誤解を恐れず極言すれば、西嶋の唐宋間における東アジア世界の変貌は、政治的国際秩序から商業交易圏へと語られるが、ここに想定されている政治的国際関係は、冊封という君長どうしの政治的秩序関係のみを指している。また、西嶋を批判的に継承した堀敏一氏は冊封関係に加え羈縻政策や和蕃公主などによる唐代の国際関係を想定し⁽²⁾、渡辺信一郎氏も当時の政治的国際関係を天下秩序と名付けて唐代までの政治的国際関係を理解しようとしている⁽³⁾が、やはり当時の国際関係を君長・王者間での政治的折衝あるいは外交にのみ特化している。本稿で扱う書簡という問題から見ると、こうした君長・王者間では国書がやり取りされるが、上記の王者外交の視点に引張られて慰勞制書や論事勅書、あるいは対等関係を示す致書形式などの国書研究が進められ⁽⁴⁾、近年の研究でも国書のみを通じて当時の国際関係あるいは外交を捉えようとする傾向にある⁽⁵⁾。

確かに宋朝と日本の王者間どうしの国書往来はほとんどない。しかしながら、そのことでもって当時に日宋間で“外交”がなかったと言えるだろうか。広義で捉えたならば、外交とは外国との交流に関わるさまざまな政治的活動を意味し、そこには王者外交を皮切りに、地方官府間どうしなど様々な政治レベルに応じた外交を想定できよう。事実、唐から宋代にかけてはその政治レベルに応じた書簡が日中間で往来している。よって、当時に日宋間の海を渡った書簡を隈なく収集して分析対象とし、その整理を進めることを通じて、従来では見落とされていた王者外交とは

異なる新たな外交の諸相を明らかにすることができる。そして日宋間の外交関係を考察することによって、従來說かれてきた宋代東アジア国際関係の面目を一新し、かつ宋朝の中央集権国家の捉えなおしという問題にまで迫ることが本稿の課題である。

第一章 唐宋時代の書簡と外交

9世紀半ば以降、漢人海商が日本を訪れるようになると、日中間で様々な書簡が往来することとなった（9～13世紀日中書簡往来表を参見）。これら書簡は、すべて海商が海上送達し、その後の陸上送達では海商に加えて僧侶が行っている。そうした書簡は渡来した日本僧と日本の太政官府間や日中の寺院間で、また商人と撰閔家・僧侶間などで頻繁に出されたが、本稿の主題である唐宋時代における日中間での外交（為政者間）に関する書簡を類別すると、1）国書、2）牒状、3）書状と区別することができる。以下簡単に考察しておきたい。

1）国書

国書とは中国皇帝と他国の王・君長との間で取り交わされる書簡である。当該期に国書の事例はほとんど見えないが、ここでは参考として唐代の国書を取り上げておく。日本との関係でいえば、国書は皇帝と天皇間となるが、唐代では皇帝より天皇へ「大唐皇帝敬問日本国天皇」（『異国牒状事』）と題する慰勞制書や「敕日本国王主明楽美御徳」（張九齡「敕日本国王主明楽美御徳」『文苑英華』卷471）等と題する論事勅書が出された⁶⁾。これら国書の場合、国書を携える使者（天智・天武期の郭務棕）が派遣されるか、あるいは遣唐使（遣唐副使中臣名代）へ直接渡しており、9～13世紀の書状が海商によって伝達されたことと異なっている。こうした国書は通常函入りであった。『日本書紀』天智天皇三年五月甲子にも「百濟鎮將劉仁願遣朝散大夫郭務棕等進表函与献物」とある。函について『異国牒状事』では、

天武天皇元年二月、唐牒状のはこ（「函」）の上に題云、大唐皇帝敬て和（「倭」）王に問と書く。

とする。国書は王者同士で取り交わされる政治的重要性の最も高い書簡だが、先に見た「敕日本国王主明楽美御徳」の末尾に「冬中甚冷、卿及首領百姓、並平安好、今朝臣名代還、一一令口具、遣書、指不多及」とあるように、その書式は書儀を用い、後に見る書状形式の延長上にある⁷⁾。

2）牒状

牒状とは、『慶元条法事類』卷16、文書門文書式に、

「某司 牒 某司或某官 某事云々、 牒云々。如前列数事、則云牒件如前云々。

謹牒

年月 日

具官姓 書字」

内外官司非相統攝者、相移則用此式。諸司補牒准此。唯改牒某司作牒某人、姓名不闕字、辭末云故牒。

於年月日下書吏人姓名。官雖統攝而無申状例及県於比州之類、皆曰牒上。於所轄而無符帖例者、

則曰牒某司或某官、並不闕字。

とある官文書式である（以下牒式の文書を牒状と称す）。宋代において日本に出された牒状の事例は以下5例確認できる。

A) { 1073年6月－奉国軍牒
1080年9月－「大宋国明州牒日本国大宰府」
1081年6月2日－「大宋国明州牒日本国」 } 大宰府返牒あり

B) 1097年9月－「大宋国明州牒」－大宰府返牒あり

C) 1117年－大宋国牒状－返牒あるか

D) 1172年秋－「大宋国明州沿海制置使司牒日本国太政大臣」－

「日本国沙門静海牒大宋国明州沿海制置使司」

E) 1279年7月25日－大宋国牒状－返牒なし

その形状を伝える史料はわずかで、事例Cでは紙に包んで銘を書き、錦の袋に入っていたという⁽⁸⁾。これら日本にもたらされた宋側発の牒状は、事例Eを除いて総て明州が発しており、その返事も日本国大宰府から出されている。こうした牒状を用いた外交は地方官府間のやり取りであり、書式も前引の牒式に従ったと見られる。事例の詳しい検討は次章に譲る。

3) 書状

書状とは基本的に個人間で取り交わされる書簡だが、その書面に一定の形式が認められる。およそ、

（長年不会）＋手紙運び手の到来（返信の場合）＋時候＋問起居＋内容・事項＋運び手に書簡を託す＋「不宣、謹言」＋日付＋送り手名＋受け手名＋脇付＋（追伸）＋（謹空）

といった文面の運びである。為政者間での書状による外交の事例として、呉越国王と藤原摂関家間があり、藤原家から呉越国王への書状が残っている⁽⁹⁾。これらの書簡はもともと呉越国王が左右大臣に宛てたもので、呉越海商による日本との貿易を保護・円滑化を狙った呉越国王の書状に対する返書と見られる。こうした書状形式でも広く外交と見なすことができるから、当時ではたとえそもそも政治性の弱い書状であっても外交文書となりえた。

以上三種の書簡のうち、宋代の対日外交上より多く見え、かつその特徴を示すのは2) 牒状である。そこで次章で宋代における対日牒状の事例を検討してその実態と特質を把握したい。

第二章 宋代明州の対日外交

事例A) 1073～1082年の「大宋国明州牒状」

まず最初の事例を見てみよう⁽¹⁰⁾。事は入宋僧成尋の弟子の帰国から始まる。神宗朝に入宋した成尋はその祈雨に験ありとして神宗に認められ、善慧大師の号を賜った。成尋は日本に帰国することはなかったが、その弟子五人が帰国するにあたって、1073年2月1日に神宗より「金泥法華経錦二十疋」が下賜された。そして6月12日に弟子たちは下賜品の錦を携えて帰帆するが、その際に「奉国軍牒」と「大宋皇帝志送日本御筆文書」も携帯したという（以上『参天台五台山記』）。

弟子の帰国後、しかしながら日本では二年後の1075年10月になって稍く、大宋皇帝の献物（「金泥法華経錦二十疋」）を受け入れるかどうかの議論が朝廷内で起こった⁽¹¹⁾。この間に不思議と、神宗の御筆文書については日本の史料は何も語らない。献物の受け入れについてはほどなく決定したようだが、今度はその返礼品を何にすべきかの議論が起こった。「火取玉・水銀・美乃長絹・真珠・細布・金銀・和琴」などがその候補として挙がっている⁽¹²⁾。この返礼品の決定には2年を要し、結局1077年5月に「答信物六丈織絹二百疋・水銀五千両」と決められ螺鈿篋に納められた⁽¹³⁾。この返礼品の宋への送付には通事僧仲廻が担当して宋商孫忠の船を利用した。同年12月8日には、

明州言、日本国遣僧仲回等六人貢方物（『統資治通鑑長編』卷286、熙寧十年十二月乙酉）。と明州が上奏している。また翌元豊元年（1078）閏正月25日⁽¹⁴⁾には、

明州又言得其国太宰府牒、因使人孫忠還、遣仲回等貢純二百匹・水銀五千両、以孫忠乃海商、而貢礼与諸国異、請自移牒報、而答其物直、付仲回東歸。従之（『宋史』卷491、日本国）。とある。ここで問題となるのは、日本は返礼品として絹二百疋・水銀五千両を贈っているのに対し、明州はその行為を「貢方物」とあるように、朝貢と位置づけていることである。また六丈織絹を純としている。ちなみに、唐代における遣唐使の唐朝への朝貢品は『延喜式』大蔵省によると「銀500両・純1000匹・糸500緡・綿1000屯」である⁽¹⁵⁾。唐代の朝貢品と今回の返礼品の類似性が朝貢という“誤解（あるいは故意）”を助長したかもしれない。とにかく明州は今回の日本からの使者（実際には海商と僧侶）の来航を朝貢であると中央へ報告した。そしてさらに、孫忠が海商であって（一般の国使ではないため）、貢礼が他国と異なるから、明州が“みずから”牒を移して返答し、貢品の価格を計って返答品を出すことを求め、しかもそのことが許可された。そもそも朝貢の返答品は一般に回賜品と呼ばれ、皇帝が朝貢のお礼として宴会儀礼中に下すものである⁽¹⁶⁾。こうした日本との朝貢・回賜が明州の裁量で独自に行われている点は無視できない。この問題に関してはさらに次章で詳しく見ることとして、今回の以後の経過を追ってみよう。

1078年5月27日には、宋商孫忠と僧仲廻が日本に帰国しているから、明州の回賜などの処理は迅速に行われた。回賜品は籠子四合に入った錦綺だったようである⁽¹⁷⁾。しかもそれは大宋皇帝からの献物だと日本側は認識している。この回賜品には回賜文が添えられていたようで、それは「（廻）賜日本国大宰府令藤原経平」文（『善隣国宝記』卷上）というものであった。この書状は、これまで日本が受信してきた書状とは形式が異なったため、「不加入名、不注年号、并有廻賜字、猶殘疑殆之由」（『帥記』承暦4年（1080）5月27日）と疑い有りとして、回賜品受け入れの二年後にまたしても日本朝廷内で議論されることとなった。

しかし疑義を挟むのはむしろ、回賜文の宛先が日本国大宰府令藤原経平とするように、いわば地方官府の長へ回賜を行っている点であり、従来の回賜の在り方とは大きく異なる点である。この間の明州の対日外交は明州独自による朝貢・回賜であり、さらにその交渉先は天皇ではなく大宰府であった。このことは大宰府令であった藤原経平も認識しており、回賜の返礼品（弓・胡篋・刀等）を奉国軍（明州）に送付しようとしている⁽¹⁸⁾。しかしながらここまでくれば、この一連の事件は、大宰府令藤原経平が朝貢を語った私貿易の様相を帯びてくる。ここには、地方間外交と私貿易が結び付きやすかったことも示されている。

日本朝廷内で二年間議論されているなか、事の対応の遅さにしびれを切らした明州は別の宋海商黄逢に牒状を持たせて派遣した。黄逢は1080年閏8月26日には大宰府を経由して越前国に向向いている⁽¹⁹⁾が、その時の牒状は「大宋国明州牒日本国大宰府」（『異国牒状事』）と題するものであった。その内容を知ることはできないが、さらに翌年に明州から催促する牒状を勘案すると、回賜品を持って行った孫忠の帰国が遅いので大宰府に対して催促したものと見られる。それでも日本朝廷はこの問題に対処するのに一年経過した。やはり明州は、1081年にまた新たな宋商王端に牒状を託し事態の打開を図っている。その全文が幸いにも残っている。

大宋国明州牒日本国

当州勘会、先差商客孫忠等、乗載日本国通事僧仲廻、及朝廷廻賜副物色前去、至今経隔歲月、未見廻還、訪聞得在彼載、有本朝商人劉琨父子□□説事端欺、或本国致遷延久、不為發遣、須至公文、

牒具如前事、須牒

日本国、候牒到請状、捉逐人囚商客舟船、伝送赴州、以憑依法断、遣状其孫忠等亦請疾發遣、回帰本州、不請留滞、謹牒

元豊肆年陸月初貳日牒

権觀察推官権節□推業畜

奉議郎簽書節度判官庁公事花返

朝奉郎通判軍州事胡山

朝議大夫知軍州事王正⁽²⁰⁾（或「止」）⁽²¹⁾

今回の明州牒状は元豊四年（1081）6月2日に作成されたが、これまでと異なり日本国宛てとなっている。地方官府である大宰府宛ての牒状では埒が明かないと見た明州が日本国へとその対象を切り替えていることがわかる。この牒状の形式は前引『慶元条法事類』に准じている。また文中の「日本国」を平出し、一定の敬意を払っていることも分かる。その内容は商客孫忠・僧仲廻に「朝廷廻賜副物色」を託したがまだ帰国しないので、その帰国を催促するものである。この文面から、明州の行く回賜は宋朝廷の代表と語っているが、実際には明州独自であったことは先に見たとおりである。

こうした再三の明州の牒状を受けて、同年10月29日には「明州直牒本国并返牒外題書緘等」が議論され⁽²²⁾、一年かけてその返牒の文面を吟味し⁽²³⁾、1082年11月21日に漸く孫忠の帰国に際して返牒を送付した。それは五色の漆で封した木函入りであった⁽²⁴⁾。こうして神宗の下賜品から始まった明州と大宰府間の朝貢・廻賜の外交は10年の歳月をかけて収束した。

この事例の特徴として日本側の対応の遅さはもちろんある⁽²⁵⁾が、本来では王者外交であるべき朝貢・回賜等が明州発行の牒状・回賜文を介して行われ、しかも品目の価格評定や物品選定も明州が行うものであった。名目は宋朝廷を代表するものであったが、実際は明州の独自外交と見なせるであろう。

事例B) 1097年の「大宋国明州牒状」

この事例に関しては、『異国牒状事』に、

承德元年（1097）九月、大宋国明州牒到来、書の躰先例にかなはず、返牒なきよし、官符にて宰府に仰らる、宰府よりこれをつかはす。…

承德元年五月、大宋国明州牒到来、太宰府の返牒を遣へきよし、官符を彼府にたまふ、権帥匡房卿これをつくる、勅宣のよしをのせず、宰府私の牒のよしなり。

とあり、また『師守記』にも同じ記事を載せて、

承德元年九月、大宋国明州牒到来、十二月二十四日、可遣大宰府返牒之由、賜官符於彼府、件返牒権帥匡房卿作之、不載太政官奉之由、為大宰府被遣牒。

とする。明州からの牒状書式が前例と異なっていたようだが、大宰府から返牒が出されたようである。通例では日本の大宰府返牒は、朝廷（太政官府）が草案を作成して、大宰府名義で提出するというものであった⁽²⁶⁾が、ここでは大宰府の副官であった権帥の大江匡房が天皇の勅宣（あるいは太政官の名）を文面にささずに返牒を作成した。

事例C）1117年の大宋国明州牒状及び国書

まず『師守記』に、

□□（永久）五年（1117）九月、大宋国明州牒到来、以紙裹之、□□□（表裏有）銘、其上以錦裹、

同六年（1118）三月十五日、右大臣（源雅実）召少外記（中原）広安、被下 宣旨、是大宋国所附孫俊明・鄭清等之両箇書、言上之趣、頗似有故、相叶先例否、令紀伝・明経・明法道等博士并式部大輔（菅原）在良朝臣勘申事也。

とあって、1117年9月に大宋国明州牒が孫俊明・鄭清等によってもたらされた。『異国牒状事』では「其状にいはいく、知明州軍州事云々」とあるように、知明州軍州事が発行したものであった。今回は牒状に加えて、さらにもう一通あった（前史料「両箇書」）。その文面は、

鳥羽院元永元年（1118）、宋国附商客孫俊明・鄭清等書曰、『矧爾東夷之長、実惟日本之邦、人崇謙遜之風、地富珍奇之産、曩修方貢、皈順明時、隔濶彌年、久缺来王之義、遭逢熙且、宜敢事大之誠云々』此書叶旧例否、命諸家勘之（『善隣国宝記』卷上）。

と伝える。全文ではないが文体は四六文で、その内容は日本の宋への朝貢を促すものである。明らかに牒状とは文体も内容も異なる。これは国書であろう。後の新井白石もこの国書が徽宗によるものとしている⁽²⁷⁾。よって日本への国書と明州牒状の合わせて二通が出されたのである。宋代において、日本に対しようした国書が出された事例は他に見ない。徽宗朝における日本への国書発行は、徽宗の外交政策の一環をなすものであるから本稿での課題から逸している。明州外交の面から見れば、当時の知州は樓异であった。樓异は『宋史』卷354の伝に、

字試可、明州奉化人。…政和末、知隨州、入辞、請於明州置高麗一司、創百舟、応使者之須、以遵元豐旧制。州有広徳湖、墾而為田、收其租可以給用。徽宗納其説。改知明州、賜金紫。

出内帑緡錢六萬為造舟費、治湖田七百二十頃、歳得穀三萬六千。

とあるように、明州に高麗使館を設置し、百舟を製造するなど対外政策に意を用いた人物である。こうした樓异の政策と徽宗の積極外交政策が同調した結果、国書と明州牒状が同時に出されたかもしれない。

事例D) 1172年の大宋国明州沿海制置使司牒状

『師守記』に、

承安二年（1172）秋、宋朝牒状到来、状称、大宋国明州□（沿）海制置使司牒日本国太政大臣、献方物於□□（公家）、又送太政大臣。

□□□（同三年）二月、入道太政大臣送宋国返牒、状云、日本国沙門静海牒大宋国明州沿海制置使王、式部大輔永範卿草之、入道参議教長卿清書、太上天皇並入道相国遣答信物。

同四年二月五日、入道太政大臣清盛公遣大宋国返牒、作者式部大輔永範卿、是去年秋比、大宋国牒状数通来云々。

とあるように、南宋期の1172年には大宋国明州沿海制置使司牒が日本国太政大臣宛てにもたらされた。これに対して、翌年には太政大臣が「日本国沙門静海牒大宋国明州沿海制置使王（司か？）」と題した返牒を送っている。さらに翌年にも太政大臣が返牒を出しており、この間に数通の牒状が宋から来ていた。この太政大臣とは平清盛であるが、この時明州から太政大臣平清盛と日本国王（後白河法皇）へ供物があった。それぞれには「賜日本国王」、「送日本国太政大臣」という送文が付けられていた⁽²⁸⁾。

時の明州沿海制置使は孝宗の異母兄であった趙伯圭である。趙伯圭は『攻瑰集』巻86、皇伯祖太師崇憲靖王行状によると、

真里富国大商、死于城下、囊齎巨万、吏請没入、…為具棺斂属其徒、護喪以歸。明年戎酋致謝曰…、死商之家、盡損所歸之貲、建三浮屠、繪王像以祈祷、島夷伝聞、無不感悦。至今其国人、以琛貢至、猶問王安否。

とあって、真里富国（Candhaburi。真臘の首都アンコール西南200km⁽²⁹⁾）の蕃商が明州城内で死去した折に、その資産を没収せず手厚く護送してむくろを帰国させ、島夷にその名が知れ渡っていた。また、『宋史』の列伝には、

…再知明州。…詔徙戍定海兵於許浦。伯圭奏、定海当控扼之衝、不可撤備、請摘制司軍以實其地。從之。海寇猖獗、伯圭遣人諭降其豪葛明、又遣明禽其党倪德。二人素号桀黠、伯圭悉撫而用之、賊党遂散⁽³⁰⁾。

とあって明州沿海制置使として、海賊葛明・倪德を慰撫して将として起用し、戦艦を造営する（前掲行状）などを行った。また銅銭が海外、特に高麗・日本に流出することを危惧している⁽³¹⁾。こうして見れば、趙伯圭は宋朝にとっての東アジア海域の安寧に努め、かつ金国などへの牽制に力を置いた人物であり、日本国王や太政大臣への贈物や牒状も同じ脈絡で捉えられるという⁽³²⁾。

日本の法皇に下された供物は「賜」とされ、太政大臣には「送」とある。「賜」の場合、下賜や回賜のように、上者が下者へ与える際に用いる。よって、ここには明州沿海制置使より法皇へ下賜する意を含む。ただ「送」にはそうした上下関係の意を含意しない。よって、この場合、明州沿海制置使より法皇へ下賜は先の事例のごとく朝貢・回賜の延長上に位置づけることも可能と考えられる。太政大臣への「送」物には軍事的協調の意を含む⁽³³⁾かもしれないが、法皇への「賜」物には別の意図をここに見出しえよう。

事例E) 1279年の大宋国牒状

この年は南宋が滅んだ時である。『師守記』貞治6年5月9日に、

(弘安二年)七月廿五日於院有評定、大宋国牒状入大函有銘有沙汰、件牒状可通好之趣也、無其儀者、令責日本歟云々、彼牒状昨日自関東進上云々。

とあって大函に入った牒状であった。また『勘仲記』弘安2年(1279)7月29日に、

今日異国牒状内々有御評定、書状之体違先例、無礼也、亡宋旧臣直奉日本帝王之条、誠過分歟、但落居分、関東定計申歟。

とあるように、亡宋旧臣が日本帝王を大胆にも直奉しようとした内容のようである。当時すでに明州は蒙古軍によって陥落されているから、この牒状が明州発であるはずがない。よって以上の事例とは大きく異なっている。

表1 宋代明州牒状表

No.	年月	牒状	知明州事	事項
A	熙寧六年(1073)6月	奉国軍牒	李縝	
	[熙寧十年(1077)12月8日]		李定	僧仲廻の到来を報告
	[元豊元年(1078)閏正月25日]			朝貢・廻賜を独自に行うことを上奏し許可される
	元豊三年(1080)	大宋国明州牒日本国大宰府	王誨	
	元豊四年(1081)6月2日	大宋国明州牒日本国		宋商孫忠の帰国を催促
B	紹聖四年(1097)9月	大宋国明州牒	王子韶	
C	政和七年(1117)	大宋国牒状及び国書	樓昇	国書は日本の朝貢を催促
D	乾道八年(1172)秋	大宋国明州沿海制置使司牒 日本国太政大臣	趙伯圭	法皇と太政大臣へ、贈物付き
E	祥興二年(1279)	大宋国牒状	?	亡国を通知、日本天皇を奉戴するを求む

第三章 外交文書より見た宋代の外交

1) 明州の対日外交

以上見てきたように、明州の対日外交は基本的には牒状を介したものであった。Cの事例はおそらく徽宗国書を明州から発送し、同時に知明州軍州事樓昇の牒状も作成され発送されたのであろう。牒状による明州外交の延長上に国書が発送されているが、唐代の国書伝達とは異なり海商による伝達の形を取っている。実はもう一つ、国書外交と疑われる事例がある。『玉葉』承安2年(1172)9月17日の記事に、

後一条院御時、異国供物、其牒状書主上御名、但仁懷、書聞違歟。仍不及沙汰被返了。

とあるものである。ここにある後一条天皇とは、在位が長和5年(1016)から長元9年(1036)までで、諱を敦成と言った。当時は藤原道長が摂政を行っていた時代である。そして道長がパトロンとなり僧寂照を中国へ派遣した時期(1003~景祐年間[1034~37]に杭州で没)に当たっている。この寂照と当時の皇帝真宗や宰相楊億との関係は有名であろう⁽³⁴⁾。ところで懷仁の名を持つのは一条天皇であり、在位は寛和2年(986)から寛弘8年(1011)に亘る。この一条天皇

時には、またしても著名な僧裔然が入宋し、日本情報を伝達したことで知られている⁽³⁵⁾。よって、ここに言う「異国」とは宋のことであり、宋の出した書状上で後一条の名を一条天皇と取り違えた可能性が考えられる。そして、牒状で天皇の名を記す事例はまずありえず、今回の牒状⁽³⁶⁾とあるのは国書であったかもしれない。国書で相手の王・君主の名を記す事例は珍しくない⁽³⁷⁾。しかしながらこの時に、宋側の恐らく真宗から供物・国書があったことは知られるが、その外に明州より牒状が出されたかどうかなども不明である。

話を元に戻すと、牒状の発送は基本的には明州単独によって行われており（そもそも牒の発送は中央政府の認可を必要としない）、加えて朝貢や回賜も名目は宋朝廷を語るが実質は明州単独であった。明州の相手となる機関は大宰府であり、大宰府と牒状の往来を行った。ここに日宋間における地方官府外交を見て取ることができる。

牒状の往来はないものの、明州における朝貢・回賜の先駆的事例がある。宋の天聖4年（1026）10月のことである。『宋会要輯稿』職官44-4、に、

明州言、市舶司牒、日本国太宰府進奉使周良史状奉本府都督之命、将土産物色進奉。本州看詳、即無本処章表、未敢發遣上京。欲令明州只作本州意度、論周良史、縁無本国表章、難以申奏朝廷。所進奉物色、如肯留下、即約度循例迴答、如不肯留下、即却給付、曉示令迴。從之。

とあるもので、ここに登場する周良史は父を宋台州寧海の海商周文裔、母を日本人に持つ宋商である。この1026（日暦万寿3）年、日本へ移住しようとして自らの名籍を関白藤原頼通に献上し、桑絲30疋を献上してさらに栄爵をも申請した。もし献上品が受け入れられない場合には、本国（宋朝）に帰って二年後の夏に錦・綾・香薬等を持ち来たって献じることを約束した。しかしながら6月24日、名籍は受け入れられたが、栄爵（五位）の授与を却下され、砂金30両を下賜された⁽³⁸⁾。よって本史料にある同年10月に明州に登場した周良史は藤原頼通への新たな献上品を求めて帰国したものであろう。そのために明州に到来した周良史は日本の土産物色を持ち帰ったようだが、明州市舶司は周良史を進奉使とみなした。周良史は大宰府の長官であった少貳藤原惟憲とも結託していたので⁽³⁹⁾、貿易を円滑に進めるためにそう語ったのかも知れない。結果的には、日本都督（大宰府）の章表がないので開封へは派遣せず、周良史の事は明州で処理することとなった（史料下線部）。そして進奉を行う場合には、その査定と回答品の選定を明州で行うことにもなっている。

この事例は先に見た事例Aの先駆をなすもので、明州での日本国との進奉や朝貢などが明州で処理されることが一般的であったと言えるだろう。

2) 明州対日外交の位置づけ

このような明州の対日外交を宋代の歴史上にどのように位置づけられるだろうか。以下では二つの側面から見ておきたい。

まず、宋代の東アジア海域上における外交から見ておく。ここに言う東アジア海域とは中国や朝鮮、日本また東南アジアの諸地域によって圍繞される海域のことである。ここでは当然ながら、国書の往来や朝貢・回賜などの“王者外交”が最重要外交として君臨する。北宋における朝貢な

どの王者外交は、元豊の官制改革以前では客省、以後では鴻臚寺が主管したが、その下部組織の迎賓施設は各国に応じて開封の館駅に設けられた。高麗は同文館、南蕃・交州は懷遠駅などを利用した。ここで注意されるのは、いずれも朝貢などを行う朝貢使・進奉使は皇帝の君臨する首都開封へと赴き、中央行政府の客省が館駅と協力して「四夷朝貢」「宴享送迎」を担当したことがある⁽⁴⁰⁾。

南宋に入るとやはり客省が朝貢を主管したようである。紹興25年における占城国の事例を挙げると、占城進奉使が泉州に到着すると、陸路を取って建州を抜け、皇帝の居所である都臨安へと到着した。その後、進奉使の持ち来った朝貢品について、戸部及び太府寺が価格評定し、その価値に応じて回賜品を選定した。また、回賜以外の礼物は主客が担当している。こうした朝貢・回賜も当然ながら南宋の中央政府によって担われている⁽⁴¹⁾。

また明州を媒介とした王者外交の例を紹介しておこう。事例Dで登場した真里富国は占城と真蠟の抗争の最中、慶元六年（1200）に入貢してきた。『宋会要輯稿』蕃夷4-99には、

慶元府言真里富国主摩羅巴甘勿丁恩斯里房磨盤立二十年、遣其使上殿官時羅跋智毛檐勿盧等、齎表、…貢瑞象二及方物。…詔本府、以礼館待、方物令人管押前来、…（十月）十五日、詔令学士院回答勅書、並支給紅緋羅絹一千匹・緋纈絹二百匹、等第回賜、本国進奉人、發遣回国、其瓦器、令慶元府収買、給賜。

とし、真里富国主の使者は表（国書）と貢物を献じ、慶元府（明州）が接待して首都臨安へと移送させることとし、また後日に勅書を作成して絹を回賜品とし、加えて慶元府で瓦器を購入させて回賜品に加えさせている。こうした手続きは日本に対する外交と大きく異なっていることが看取される。

こうした王者外交より政治レベルの下級なものとして、“地方官府外交”の存在を忘れてはならない。本稿でも確認されたように、宋朝では明州、日本では大宰府がその外交窓口として機能し、両者間で牒状を介した外交・交渉が展開された。また、高麗に関しては、礼賓省（ただし中央官府）が牒状を介した外交を行っており、日本大宰府⁽⁴²⁾や明州沿海制置使⁽⁴³⁾、また北宋では密州市舶司の置かれた臨海軍⁽⁴⁴⁾との交渉が確認される。このように、当時東アジア海域では、各国の外交出先機関として地方官府による外交が見られた。明州の場合には、独自に行う地方行政の一環として外交が行われており、必ずしも中央政府の直接的勅命を待って行われるものではなかった。なお、遼と宋の間では、白箆子を用いた三省・枢密などの中央官府間どうしの文書外交を行っており⁽⁴⁵⁾、以後他国の中央官府と宋との中央官府外交も視野に入れる必要がある。

宋朝外交上における明州対日外交を位置づけておこう。遼国と宋朝間における事務方連絡やその協議には牒状が用いられたことが指摘されている。古松崇志氏によると、「皇帝同士は「致書」形式を持つ国書、両国出先機関の官庁同士（国境沿いの州同士など）では牒を用いる」とし、その注で、河北では宋側雄州、契丹側涿州、河東では宋側代州、契丹側朔州で牒文書のやり取りによって交渉や連絡が行われ、よほどのことがない限り、朝廷同士の直接交渉にはならず、小事は州に裁量権が与えられ、大事の場合、上奏して朝廷へ報告し、裁可をおおぐことを要したが、交渉にあたっての名義は出先の州であったと指摘する⁽⁴⁶⁾。

たとえば、『統資治通鑑長編』巻237、熙寧5年8月に、

王安石白上曰、雄州繳進涿州牒、牒語甚激切、皆由張利一牒涿州所言非理、故致彼如此。又利一非理侵侮北界事極多。

とあり、涿州と雄州（張利一）間で牒状が往来している。ここに見られるように、やはり宋と遼との間には王者外交と地方官府外交が存在し、後者は各国の境界に臨む州が担当していた。

また西夏との国境策定交渉にあたって、その事務方協議には牒状が用いられ、さらに西夏側の宥州から牒状が宋側の延州（鄜延計略司）へと出され、延州から中央へと報告されている⁽⁴⁷⁾。『続資治通鑑長編』巻229、熙寧5年正月に、

延州以夏人牒来上、牒称、除綏州外、各有自来封堠濠塹更無整定。…安石曰、…宜令延州牒宥州云、今来界至雖不全要整定、然自来未有封堠、濠塹不分明、及全無封堠濠塹处、須合差官重別修立。

とあって宥州から延州へ牒状が出され、また王安石は国境策定にあたって延州から宥州へ牒をだすよう求めている。ここでは国境策定という政治的重要課題に対処するために、中央との連絡・協議、そして命令を受けて延州から牒状を出すよう求めているが、小事は一々中央へ報告せず、州間で交渉したと見られる。

加えて南宋と金国間でも「大宋（河北河東）宣撫司牒大金国軍前」、その返書である「大金山西兵馬都部署司牒宋宣撫司」が確認され、河北・河東宣撫司と山西兵馬都部署司との間で牒状を介した地方官府間外交が持たれている（『大金弔伐録』）。

こうした事例で確認されるのは、いずれも牒状を介した各国の州間による地方官府外交の存在であり、牒状を介した明州の対日外交がなんら特殊なものでなかったことである。よって、牒状を介した地方官府間の外交の存在は宋代外交史上極めて重要な命題であることが明らかとなった。

ただ明州において特殊であるのは、対日外交の一環としての朝貢・回賜が本来中央政府が担当する代わりに、明州の裁量で行われていたことである。唐代においても、地方官府が朝貢・回賜を行うことがあった。前注所引の石見氏の紹介したトルファン文書 [72TAM230:46/1(a)]⁽⁴⁸⁾には、

擬報諸蕃等物、並依色数送□。其交州都督府報蕃物、方当府折□□□用、所有破除見在、每年申度□部。其安北都護府諸駙賜物、於靈州都督府給。單于大□護府諸駙賜物、於朔州給。

と見え、概ね都督府・都護府において朝貢貿易を行うこともあったようである。宋代の明州対日外交はこうした唐代の規定を継承したものであろう。

日本との朝貢・回賜を明州が行うことを中央が許可しているこの背後には、宋朝における国際関係・外交上の、天下秩序上の日本の位置づけが相関していよう。つまり古城国や真里富国との外交に比べ、日本の場合では皇帝の関心の高さとは別に、宋朝にとって政治的重要度が劣っていたと見なせるのであり、そうした諸国に対する朝貢・回賜等の外交を地方官府に委任する構造、あるいは宋代の国際秩序を見据えた研究が今後の課題となろうし、先の宋代外交史の地方官府外交の位置づけも明らかとなるだろう。

おわりに

宋代における外交には少なくとも王者外交と地方官府外交とが存在した。もちろん中央政府外交も想定できる。宋代の対日外交で見ると、地方官府外交が主となり、宋側明州、日本側大宰府が基本的にはその窓口となっていた。たしかに当時の日宋間では、王者外交がほとんど見られなかったが、代わって各国の地方官府が互いに外交を展開しており、決して政治的に没交渉であったのではない。両地方官府の折衝には、外交文書として牒状が共通して用いられた。これは日宋間だけでなく、高麗や遼・西夏・金などでも確認できる。この点においてだけでも、従来の宋代東アジア国際関係史の面目を一新する。よって、日宋間に限らない各国の地方官府外交は、東アジアにおいて牒状という共通の官文書を媒介とした、一つの共通の政治空間を持っていた。ここに、宋代外交における牒状外交（地方官府外交）の意義を確かめうる。

こうした牒状外交は、宋代以前の唐代でも存在していたが⁽⁴⁹⁾、ただ唐代の場合、おおむね牒状を介した外交は中央官府間であった。中村氏が紹介する唐と南詔との交渉では、

先是、南詔督爽屢牒中書、…督爽、總三省也、辭語怨望、中書不答（『資治通鑑』卷252、乾符2年正月）。

とあるように、南詔の中央官庁である督爽と中書（中書門下か？）とで牒状を介した交渉が見られた。また渤海国の中台省（唐の中書省に相当）と日本国太政官との間の牒状外交の事例や、新羅国執事省（国政を総括）と太政官の間でも牒状を介した中央官府外交であった。よって、同じ牒状外交とはいっても、唐代では中央官府間であったのが、宋代では地方官府間へと転換したのである。ここでは唐宋間における牒式文書の展開が大きく関係することを附言しておく⁽⁵⁰⁾。

こうした牒状を介した明州の対日外交は当時において一般的なものであったが、日本との朝貢・回賜は明州が行った。高麗・遼・西夏・占城などはその使節が首都開封や臨安へと赴き、中央官府の客省などが対応したと大きく異なっている。そして、こうした日本との朝貢外交は特に北宋期に見られた。事例AやC、また第三章の周良史の事例にみられるとおりである。南宋期では朝貢外交の事例はさほど確認されない。ここに北宋から南宋への対日外交の転換も想定される。

本稿では宋朝国際秩序における日本の位置づけについて課題を残しているが、宋朝が日本との外交を明州に委譲していたことを考えれば、宋朝の中央集権国家という歴史的意義づけも再考を要するであろう。本来、皇帝政治の重要課題である朝貢・回賜を一部分であれ地方官府が行うのであれば、宋朝中央集権国家を再定義せねばなるまい。また、唐代から宋代への牒状外交の転換（中央官府間から地方官府間へ）も、広く外交が中央行政から地方行政へと分散した結果と見なせるのであり、中央集権化とはベクトルを逆にする。この背後には、当時盛んであった東アジア国際貿易の展開と外蕃諸国の強勢化によって、その事務的・実際的交渉が増加し、地方へ外交問題の裁量権の移譲が図られたのではないかと⁽⁵¹⁾と展望している。今後、国際貿易の盛行した北宋から南宋における天下秩序（国際秩序）と外交の変遷を基軸とする総括的研究が求められている。

9～13世紀 日中書簡往来表

年月	書式	返事	形状	事項	史料
天智10年(671)	国書	大唐皇帝敬問日本国天皇	返牒無し		異国
天武元年(673)2月	国書	大唐皇帝敬問倭王	返牒無し		異国
慶雲2年(705)	国書	皇帝致書日本国王	返牒無し		異国
開成4年(839) 3月3日	書状	本国無行法師書札 円澄座主書状		天台山僧敬文が揚州より楚州の 円仁に届ける	行記
会昌6年(846) 10月2日	牒状 他	日本太政官牒 延暦寺牒 太宰府小野少貳書		何れも函封 揚州節度使李紳開封せず、長安 に進上、返却	行記
大中3年(849) 5月27日	書状	徐公直より義空宛私信ほか			高野
大中6年(852) 5月22日	書状	徐公直より義空宛私信			高野
咸通3年(862)	書状	徐公直・師静・常雅より 円珍宛		ほぼ縦30×横40cm	高野
貞観5年(863)	書状	円珍より長安大興善寺三 藏智慧輪宛		決義のため	上智慧 輪
元慶5年(881) 10月13日	書状	在唐僧中瓊申状		真如親王遷化を伝える	扶桑
元慶6年(882)	書状	円珍より長安大興善寺三 藏智慧輪宛		闕経を求める	上智慧 輪
元慶7年(883)	書状	天台山国清寺の諸徳より 円珍宛			智証
寛平5年(893) 閏5月15日	牒状	在唐僧好真牒		上都崇聖寺弘拳の来日希望を伝 える	真如親 王
寛平5年(893)3月	?	在唐僧中瓊録記		唐朝の衰退を伝える	菅家
寛平6年(894) 7月22日	牒状 [返書]	太政官牒在唐僧中瓊報上 表状			菅家
延喜9年(909) 2月17日	牒状	在唐僧中瓊に牒状を遣る		函に入れ封。	扶桑
承平6年(936) 8月2日	書状 [返書?]	左大臣忠平、書状を大唐 呉越王に贈る。			紀略 ・玉葉
天慶3年(940)7月	書状	左大臣仲平、書状を大唐 呉越王に贈る			紀略
天曆元年(947) 閏7月27日	書状 [返書]	為清慎公報呉越王書		呉越王私信に対する返事	文粹
天曆7年(953)7月	書状 [返書]	為右丞相師輔贈大唐呉越 公書状		呉越王私信に対する返事	文粹
天徳元年(957) 7月20日	?	大唐呉越持礼使盛徳言上 書す			紀略
天徳3年(959) 1月12日	?	大唐呉越持礼使盛徳言上 書す			紀略
呉越国王銭弘俶の時	書状	呉越国王銭弘俶が日本国 王に書す		天台智者教五百余巻を金500両 で求める	楊談
天元5年(982) 8月15日 16日	牒状 牒状	日本国東大寺牒大唐青龍 寺 日本国天台山延暦寺牒大 唐天台山国清寺		竊然の入宋に際して	扶桑 ・群載 扶桑 ・入唐 諸家
永延2年(988)	書状	源信より大宋国宛		往生要集を贈る	群載
永延2年(988)	啓	上宋太宗表		竊然より啓の書式で上表	東西11

年 月	書 式	返 事	形 状	事 項	史料
至道元年 (995) 4月	牒状	大宋国天台宗源清が牒状二通を送る			紀略・文粹
長徳2年 (996) 12月26日	牒状 [返書]	牒大宋国杭州奉先寺伝天台智者教講経論和尚			文粹
寛弘2年 (1005) 12月15日	書状	寂照の道長宛私信			御堂
寛弘5年 (1008)	書状 書状 書状	国王の弟野人若愚 (具平親王?) の私信 左大臣道長の寂照宛私信 治部卿原従英 (源俊房?) の私信		私信三通は二王の跡で草書 寛弘4年9月の日付 寛弘5年7月の日付 寛弘5年9月の日付	楊談 楊談 楊談
長和2年 (1013) 9月14日	牒状 書状	天台 (国清寺) より延暦寺に送る物の牒 寂照・元澄・天台僧の書	返牒有り?		御堂・小右御堂
長和4年 (1015) 6月	書状 書状	日本国左大臣藤原道長より大宋国天台山諸徳和尚へ 日本国左大臣藤原道長より円通大師 (寂照) へ			御堂殿消息 御堂殿消息
万寿4年 (1027)	書状	寂照より道長宛			百鍊
長元5年 (1032)	書状 [返書]	頼道が道長に代わり寂照宛			紀略・百鍊
後一条御時 (1016-1036)	?	其牒状書主上御名 (但仁懐, 書間違歟)			玉葉
延久5年 (1073) 5月21日	書状	成尋宛に坐禅供奉・円宗房・清水四禅師	坐禅・肥前前司への成尋返事 (5月30日)	宋商劉現・李詮がもたらす	参天台
延久5年 (1073) 6月11・12日	牒状? ?	奉国軍牒 大宋皇帝志送日本御筆文書	太宰府返牒あるか	成尋弟子帰国に伴い, 宋商孫吉に託す	参天台
承保4年 (1077) 3月	書状	宇治大納言遣唐石藏閻梨許			群載
承暦2年 (1078)	?	賜日本国大宰府令藤原経平廻賜日本国			善隣玉葉
承暦4年 (1080) 9月	牒状	大宋国明州牒日本国大宰府			異国
永保元年 (1081) 6月2日	牒状	大宋国明州牒日本国	太宰府返牒		帥
元豊5年 (1082) 3月7日	書状	戒覚の消息			渡宋
承德元年 (1097) 9月	牒状	大宋国明州牒	太宰府返牒	日本に帰る唐人に託す	異国・師守
永久4年 (1116)	牒状	大宋国牒状			百鍊
永久5年 (1117) or 元永元年 (1118) 9月	牒状	宋朝牒状, 知明州軍州事云々	太宰府返牒?	以紙裹之, 表裏有銘, 其上以錦裹。	異国・師守
承安2年 (1172) 秋	牒状 ?	大宋国明州沿海制置使司牒日本国太政大臣・送太政大臣物色 賜日本国王物色	日本国沙門静海牒大宋国明州沿海制置使王	宋より供物有り	異国・師守・玉葉
弘安2年 (1279) 7月25日	牒状	大宋国牒状		入大函有銘	師守

【史料略称】

異国：『異国牒状事』（『大日本史料』）、行記：『入唐求法巡礼行記』、高野：『高野雜筆集』、上智慧輪：『上智慧輪三藏決疑表』、扶桑：『扶桑略記』、智証：『智証大師伝』、真如親王：『真如親王入唐略記』、菅家：『菅家文章』、紀略：『日本紀略』、玉葉：『玉葉』、文粹：『本朝文粹』、楊談：『楊文公談苑』（『皇朝類苑』）、群載：『朝野群載』、御堂：『御堂閔白記』、小右：『小右記』、百鍊：『百鍊抄』、參天台：『參天台五臺山記』、善隣：『善隣国宝記』、帥：『帥記』、渡宋：『渡宋記』、師守：『師守記』、東西：『東西洋考』、入唐諸家：『入唐諸家伝考』

註

- (1) 西嶋定生「古代東アジア世界と日本史」（『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、1983年）。
- (2) 堀敏一『中国と古代東アジア世界』岩波書店、1993年。
- (3) 渡辺信一郎「帝国の構造—元会儀礼と帝國的秩序」（『天空の玉座』柏書房、1996年）、同『中国古代の王権と天下秩序』（校倉書房、2003年）。
- (4) 中村裕一『唐代制勅研究』（汲古書院、1991年）、金子修一「唐代の国際文書形式」（『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、2001年）。
- (5) 河内春人「東アジアにおける文書外交の成立」（『歴史評論』680、2006年12月）、中西朝美「五代北宋における国書の形式について—「致書」文書の使用状況を中心に—」（『九州大学東洋史論集』33、2005年5月）。また近年、国書などの書儀に注目し、新たな国際関係を探る廣瀬憲雄「書儀と外交文書—古代東アジアの外交関係解明のために—」（『續日本紀研究』360、2006年2月）、同「古代東アジア地域の外交秩序と書状—非君臣関係の外交文書について—」（『歴史評論』686、2007年6月）など特筆すべき成果も出ているが、やはり王者間における外交文書を扱っている。
- (6) 中村裕一『唐代制勅研究』（汲古書院、1991年）。
- (7) 坂上康俊「勅書の基礎的研究」（山中裕編『撰閲時代と古記録』吉川弘文館、1991年）。
- (8) 『師守記』「□□（永久）五年（1117）九月、大宋国明州牒到来、以紙裹之、□□□（表裏有）銘、其上以錦裹」。
- (9) 『本朝文粹』天曆元年（947）閏7月27日「為清慎公報吳越王書加沙金送文」、『同』天曆7年（953）7月「為右丞相贈大唐吳越公書状」。
- (10) この一連の出来事については原美和子「成尋の入宋と宋商人—入宋船孫忠説について—」（『古代文化』44-1、1992年1月）に詳しい。
- (11) 『百鍊抄』承保2年（1075）10月26日。
- (12) 『水左記』承保3年（1076）6月2日。
- (13) 『百鍊抄』承暦元年（1077）5月5日。
- (14) 日付は『玉海』卷154、朝貢による。
- (15) 東野治之『遣唐使』（岩波書店、2007年）。
- (16) 石見清裕「唐代外国貿易・在留外国人をめぐる諸問題」（『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、1998年）。
- (17) 『水左記』承暦4年（1080）閏8月14日「頃之人々着陣、被仰云、大宋国皇帝付孫忠被獻錦綺等、可被安置否」。また、『帥記』承暦5年（1081）3月5日「先日所遣問鎮西大宋人孫忠訴申前大貳經平事等、并大宋皇帝被獻籠子四合進上事也、一見之後返奉已畢」。
- (18) 『帥記』承暦4年（1080）9月20日「經平朝臣送孫忠・仲廻等許下文云、件雜物等可伝奉国軍者、又件送文中、有弓・胡籙・刀等、尤不便事也」。

- (19) 『水左記』承暦4年(1080)閏8月26日。
- (20) 「朝議大夫知軍州事王正」について、官文書式からすると、官職(「朝議大夫知軍州事」)の後に姓(「王」)が来て、そのあとに自筆署名を付すのが通例である(前引『慶元条法事類』)。ゆえに末尾語の「正(或止)」は署名であったのを抄伝する中で誤写されたと考えられる。この姓「王」がだれかであるが、『宝慶四明志』巻1、郡守によると、元豊五年に王誨が知州であったことが分かる。しかしながら本牒が元豊四年であるので符合しない。ところが同じく『宝慶四明志』巻17、寺院、香山智度院条に、元豊三年に同寺が祈雨に験ありとして王誨が上聞したとあるから、本牒状と併せ考えると、『宝慶四明志』の前者を三年の誤写と見なすのが穏当である。また「朝議大夫」は、元豊三年の官制改革によって生まれた正六品の寄禄官で、太常少卿・衛尉少卿・司農少卿・尚書左右司郎から改めて創設された(『宋会要輯稿』職官56-6・18)。王誨は宗正少卿にかつて任ぜられたとする(『宝慶四明志』巻1)ものの、元豊の官制改革以前では、宗正寺の卿・少卿は国姓趙氏の専任であった(『老学庵筆記』巻6)から史料の錯誤と見なしうる。よって他寺の少卿であったと見なせば、かつて某寺少卿であった王誨が本牒で朝議大夫とするのも問題ないと考ええる。
- (21) 『帥記』永保元年(1081)10月25日。
- (22) 『水左記』永保元年10月29日。
- (23) 『水左記』永保2年(1082)10月13日「早旦匡房朝臣来示予云、大宋国牒状云、材非子路、何折片言之獄、件句定有議歟、匡房朝臣引論語疏書出証文、午時許參博陸、此間民部卿參入、頃之匡房朝臣參入、民部卿云、片言之句、如論語疏文者雖有兩説、猶無由哉、被改直何事有乎者、匡房於其座書改也」。
- (24) 『百鍊抄』永保2年(1082)11月21日「遣大宋返牒孫忠遣歸本朝事、左中弁匡房朝臣書之首書、入木函以五色漆封之云々、金字出錢体」。
- (25) 榎本涉「北宋後期の日宋間交渉」(『アジア遊学』64、2004年6月)。
- (26) 渡邊誠「平安貴族の対外意識と異国牒状問題」(『歴史学研究』823、2007年1月)。
- (27) 『白石先生遺文』宋徽宗遣日本書跋(大日本史料)。
- (28) 『玉葉』承安2年(1172)9月「二十二日、(大外記)頼業語云、自大唐有供物、献国王之物、並送太政大臣入道之物、有差別云々。其送文二通一通書云、賜日本国王、一通書云、送日本国太政大臣、此状尤奇怪。…今度供物、非彼国王、明州刺史供物也、而其状奇怪也」。
- (29) 山内正博「『宋会要輯稿』に見える“真里富国”の記事」(『宮崎大学教育学部紀要』社会科学、38・39、1976年)。
- (30) 『宋史』巻244、安僖秀王子偁傳附嗣秀王伯圭傳。
- (31) 『宋会要輯稿』刑法2-158、禁約三「(乾道)七年三月十一日、知明州兼沿海制置使趙伯圭言、伏詳銅錢同界法、禁甚嚴、緣海界、南自閩廣、通化外諸国、東接高麗・日本、北接山東、一入大洋、實難拘檢。乞自今底官司、銅錢不得輒載入海船、如有違犯人、重作施行。從之」。
- (32) 前掲渡邊誠論文。
- (33) 高橋昌明「福原の夢」(歴史資料ネットワーク編『歴史のなかの神戸と平家』神戸新聞総合出版センター、1999年)。
- (34) 藤善真澄「成尋と楊文公談苑」(『参天台五臺山記の研究』関西大学出版部、2006年)。
- (35) 河内春人「『新唐書』日本伝の成立」(『東洋学報』86-2、2004年9月)。
- (36) 当時日本では、外国から来る外交文書を牒状と表現する傾向にあった。高橋公明「外交文書を異国牒状と呼ぶこと」(『文学』6-6、2005年11・12月)を参照。
- (37) たとえば、唐代では「勅新羅国王姓名」(『翰林学士院旧規』)や「皇帝問柱国带方郡王百济王扶余義慈」(『文館詞林』巻664、「貞觀年中撫慰百济王詔一首」)などが挙げられる。
- (38) 『小右記』万寿3年6月26日、『左経記』万寿3年7月17日、『宇槐記抄』仁平元年9月24日。
- (39) 亀井明德「日宋貿易関係の展開」(『岩波講座 日本通史』6、1995年)。

- (40) 金成奎「宋代における朝貢機構の編制とその性格」(『史観』146、2002年3月)。
- (41) 土肥祐子「南宋期の占城の朝貢—『中興礼書』にみる朝貢品と回賜—」(『史艸』44、2003年11月)。
- (42) 前掲渡辺論文。
- (43) 『開慶四明統志』巻8、「収刺麗国送還人」。
- (44) 『蘇軾文集』巻31、「乞禁商旅過外国状」。
- (45) 毛利英介「一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉—遼宋並存期における国際秩序の研究—」(『東方学報』82、2008年)。
- (46) 古松崇志「契丹・宋間の澶淵体制における国境」(『史林』90-1、2007年1月)。
- (47) 金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』(汲古書院、2000年)。
- (48) 『吐魯番出土文書』第8冊、文物出版社、1987年。
- (49) 中村裕一「渤海国咸和一年(八四一)中台省牒」(『唐代官文書研究』中文出版社、1991年)。
- (50) 唐代の牒式文書についての精緻な研究として赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政—トゥルフアン文書の検討を通じて—」(『史学雑誌』117、2008年11月)。
- (51) 北宋の蘇軾やその高弟秦觀も、朝廷よりも地方官府における貿易外交権限の委譲を主張していた。近藤一成「文人官僚蘇軾の対高麗政策」(『史滴』23、2001年12月)を参照。